令和元年12月

第15回尼崎市議会定例会議案

り

く予算>

議案第 1 1 7 号 令和元年度尼崎市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第120号 令和元年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第1号)

議案第121号 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正 予算(第1号)

<条例>

議案第122号 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人 保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一 部を改正する条例について

議案第123号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について

議案第124号 尼崎市農業共済条例を廃止する条例について <その他>

議案第125号 指定管理者の指定について (尼崎市立女性・勤労婦 人センター)

議案第126号 指定管理者の指定について(尼崎市立地域総合センター上ノ島)

議案第127号 指定管理者の指定について (尼崎市立地域総合センター神崎)

議案第128号 指定管理者の指定について(尼崎市立地域総合センター水堂)

議案第129号 指定管理者の指定について (尼崎市立地域総合センター今北)

議案第130号 指定管理者の指定について(尼崎市立地域総合セン

ター南武庫之荘)

議案第131号 指定管理者の指定について (尼崎市立地域総合センター塚口)

議案第132号 工事請負契約の変更について (小田支所・地区会館 複合施設新築工事)

議案第133号 工事請負契約の変更について (小田支所・地区会館 複合施設新築工事のうち電気設備工事)

議案第134号 工事請負契約の変更について (小田支所・地区会館 複合施設新築工事のうち機械設備工事)

議案第135号 指定管理者の指定について(尼崎市立園田東会館)

議案第136号 権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受け た者の連帯保証人に対して有する権利)

議案第137号 訴えの提起について (建物収去土地明渡し等請求事件)

議案第138号 市道路線の認定について

議案第139号 工事請負契約の変更について (港橋耐震補強 (その 2)工事)

議案第140号 指定管理者の指定について (尼崎市立立花駅第1自 転車駐車場等)

議案第141号 指定管理者の指定について (尼崎市立JR尼崎駅南 自転車駐車場等)

議案第142号 指定管理者の指定について (尼崎市立出屋敷駅北自 転車駐車場)

議案第143号 指定管理者の指定について(尼崎市立魚つり公園(魚 釣施設及び駐車場))

予 算

議案第117号

令和元年度尼崎市一般会計補正予算 (第4号)

令和元年度尼崎市の一般会計補正予算 (第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ677,678千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,348,3 18千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費の補正)
- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		12, 003, 000	494, 212	12, 497, 212
	05 地方交付税	12, 003, 000	494, 212	12, 497, 212
45 県 支 出 金		13, 327, 637	△ 7,052	13, 320, 585
	20 県 委 託 金	603, 615	△ 7,052	596, 563
65 繰 越 金		196, 315	167, 794	364, 109
	05 繰 越 金	196, 315	167, 794	364, 109
70 諸 収 入		6, 765, 767	22, 724	6, 788, 491
	30 雑 入	4, 825, 965	22, 724	4, 848, 689
歳入合計		205, 670, 640	677, 678	206, 348, 318

		款			項		補正前の額	補正額	計
05	議	会	費				817, 733	5, 444	823, 177
				05 議	会	費	817, 733	5, 444	823, 177
10	総	務	費				16, 996, 160	60, 928	17, 057, 088
				05 総	務管理	費	14, 318, 131	109, 256	14, 427, 387
				10 徴	税	費	1, 249, 036	△ 37, 735	1, 211, 301
				15 戸基	籍 住 本 台 帳	民費	946, 495	6, 667	953, 162
				20 選	挙	費	312, 672	△ 23, 825	288, 847
				30 監	査 委 員	費	126, 759	6, 565	133, 324
15	民	生	費				103, 817, 113	36, 435	103, 853, 548
				05 社	会福祉	費	37, 927, 224	93, 561	38, 020, 785
				10 児	童福祉	費	29, 278, 144	△ 3, 582	29, 274, 562
				15 生	活保護	費	34, 807, 531	△ 35, 105	34, 772, 426
				25 青	少 年	費	1, 804, 214	△ 18, 439	1, 785, 775
20	衛	生	費				13, 482, 914	33, 228	13, 516, 142
				05 保	健 衛 生	費	6, 247, 042	9, 497	6, 256, 539
				10 保	健所	費	971, 083	72, 170	1, 043, 253
				15 衛	生研究所	責	181, 186	1, 500	182, 686
				20 環	境 保 全	費	365, 716	△ 4, 228	361, 488
				25 清	掃	費	5, 717, 887	△ 45, 711	5, 672, 176
25	労	働	費				160, 470	859	161, 329
				10 労	働諸	費	160, 470	859	161, 329
30	農村	木水産	業費				128, 508	9, 531	138, 039
				05 農	業	費	128, 508	9, 531	138, 039

		款			項		補正前の額	補正額	計
35	商	エ	費				2, 474, 488	35, 942	2, 510, 430
				05 商	エ	費	2, 474, 488	35, 942	2, 510, 430
40	±	木	費				18, 286, 452	87, 331	18, 373, 783
				05 土	木管	理 費	7, 171, 783	31, 329	7, 203, 112
				10 道	路橋り	ょう費	2, 408, 841	9, 820	2, 418, 661
				20 河	川水	路 費	665, 019	△ 2,330	662, 689
				25 港	湾	費	11, 794	△ 2,725	9, 069
				30 都	市計	画 費	4, 286, 164	38, 108	4, 324, 272
				40 住	宅	費	3, 742, 851	13, 129	3, 755, 980
45	消	防	費				4, 825, 483	49, 169	4, 874, 652
				05 消	防	費	4, 825, 483	49, 169	4, 874, 652
50	教	育	費				15, 254, 116	358, 811	15, 612, 927
				05 教	育 総	務 費	4, 873, 929	199, 204	5, 073, 133
				10 小	学	校 費	1, 841, 690	11, 680	1, 853, 370
				15 中	学	校 費	1, 126, 940	5, 793	1, 132, 733
				20 高	等 学	校費	2, 196, 377	54, 825	2, 251, 202
				25 幼	稚	園費	694, 235	△ 5, 455	688, 780
				30 特	別支援	学校費	211, 622	△ 1,569	210, 053
				35 社	会 教	育費	1, 976, 011	53, 377	2, 029, 388
				40 保	健体	育費	2, 333, 312	40, 956	2, 374, 268
蒜	천	出 合	計				205, 670, 640	677, 678	206, 348, 318

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

	款		項	事 業 名	金額
40 ±	木	費	10 道路橋りょう費	駐車場施設維持管理事業	46, 000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

			事		項				期間	限 度 額
保	育	の	量		確	保	事	業	令和2年度	54, 000
消	防	庁	舎	等	整	備	事	業	令和3年度	270, 000
中	学	校	給	食	関	係	事	業	令和3年度	18, 700

変 更

事項	補正	前	補 正 後		
事 · 填	期間	限度額	期間	限度額	
給食調理業務委託関係事業	令和2年度	150, 000	令和2年度	180, 000	

一 般 会 計

(補正4号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 地方交付税

_						
款 項 目	補正前の額	補 正 額	= +		Ti A doc	説明
20 款 地方交付税	12, 003, 000	494, 212	12, 497, 212	区分	金額	
05 項 地方交付税	12, 003, 000	494, 212	12, 497, 212			
05 目 地方交付税	12, 003, 000	494, 212	12, 497, 212	地方交付税	494, 212	○ (資産統括局) 補正財源として地方交付税を補正 494,212

歳 入

45 県支出金

	対式並の類	法	∌l.	É	· 布	説 明
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	区分	金 額	- 説 明
45 款 県支出金	13, 327, 637	△7, 052	13, 320, 585			
20 項 県委託金	603, 615	△7, 052	596, 563			
10 目 総務費委託金	208, 615	△7, 052	201, 563	選挙委託金	△7, 052	○ (選挙管理委員会事務局)参議院議員通常選挙等に係る人件費補正に △7,052伴う補正

歳 入

65 繰越金

F					_	(単位 十円 <i>)</i>
┃ 款 項 目	補正前の額	補正額	計			 説 明
				区 分	金額	
65 款 繰 越 金	196, 315	167, 794	364, 109			
05 項 繰越金	196, 315	167, 794	364, 109			
05 目 繰 越 金	196, 315	167, 794	364, 109	繰越金	167, 794	〇 (資産統括局)
						補正財源として前年度繰越金を補正 167,794
-						

歳 入

70 諸収入

款項目	補正前の額	補正額	計	Ê		説 明
		## 止 領 	iΤ	区分	金 額	- 前九 9月 -
70 款 諸 収 入	6, 765, 767	22, 724	6, 788, 491			
30 項 雑 入	4, 825, 965	22, 724	4, 848, 689			
20 目 社 入	4, 825, 962	22, 724	4, 848, 686	派遣職員等人件費負担金	22, 724	○ (総務局)気仙沼市等への派遣職員に係る人件費補正 12,174に伴う補正○ (都市整備局)気仙沼市等への派遣職員に係る人件費補正 10,550に伴う補正

05 議会費

	_		_	_					(中)以	
款項目	 補正前の額	補 正 額	計	財源内訳		<u></u>	_		 説 明	
	M 111 115	1111 - 124 BX	HI	VI MINI 1 HV	区	分	金	額	, ME 91	
05 款 議 会 費	817, 733	5, 444	823, 177	特定財源 0						
		-,	,	- 一般財源 5,444						
05 項 議 会 費	817, 733	5, 444	823, 177	特定財源			-	_		_
		, III	020, 111	- 一般財源 5,444						
05 目 議 会 費	817, 733	5, 444	823, 177	一般財源 5,444	3 職員手	三当等		3, 785	○ 議員報酬等 42人	1,868
成 云 貝	017,755	5, 444	023, 177	5, 444			_		○ 職員給与費 一般職 18人(ほか短時間勤	1, 421
					4 共 済	費		$\triangle 191$	務職員1人)	
					_				○ 臨時職員賃金等(議会事務局)	2, 155
					7 賃	金		1,850		
							_			

10 総務費

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	ĺ	· 布	· 説 明	
水坝目	/ │ │ │		日		区分	金 額	6九 175	
10 款 総 務 費	16, 996, 160	60, 928	17, 057, 088	特定財源 80 一般財源 60,848				
05 項 総務管理費	14, 318, 131	109, 256	14, 427, 387	特定財源 7,132 一般財源 102,124				
05 目 一般管理費	7, 547, 478	110, 842	7, 658, 320	その他 7,132 一般財源	1報 酬	△5, 325	○ 職員給与費 市長・副市長 3人 ○ 職員給与費 一般職 400人(ほか短時間	△548 117, 234
				103, 710	2 給 料	11, 789	勤務職員14人)(退職手当を含む。)	
							○ 職員給与費 嘱託 73人	△8, 547
					3 職員手当等	101, 744	○ 臨時職員賃金等(総合政策局)	4, 751
							○ 臨時職員賃金等(総務局)	△2,048
					4 共 済 費	19		
					7 賃 金	2, 615		
25 目 恩給及び退 職年金	6, 104	△866	5, 238	一般財源 △866	6 恩給及び退 職年金	△866	〇 遺族扶助料	△866
40 目 地域研究史 料館費	14, 145	△140	14, 005	一般財源 △140	1報 酬	△140	○ 委員報酬 3人	△140

10 総務費

									(中位 111)
款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳				説	明
		III 11 15	н	7/3/03/1/3/6/	区	分	金額		
60 目 企 画 費	231, 284	△210	231, 074	一般財源 △210	1 報	酬	△210	○ 委員報酬 22人	△210
61 目 市民活動推 進費	2, 074, 498	△120	2, 074, 378	一般財源 △120	1 報	西州	△120	○ 委員報酬 34人	△120
80 目 女性センタ 一費	45, 798	△250	45, 548	一般財源 △250	1 報	酬	△250	○ 委員報酬 32人	△250

歳 出

10 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		食	ī	説明	
水坝目			日		区	分	金 額	i 元	
10 項 徴 税 費	1, 249, 036	\triangle 37, 735	1, 211, 301	特定財源 0 一般財源 △37,735					
05 目 税務総務費	975, 345	$\triangle 37,735$	937, 610	一般財源 △37, 735	1 報	西州	△7, 183	○ 職員給与費 一般職 125人(ほか短時間 勤務職員3人)	△38, 413
					2 給	料	$\triangle 10,072$	○ 職員給与費 嘱託 41人	△8, 297
								○ 委員報酬 6人	192
					3 職員手	当等	△24, 202	│○ 臨時職員賃金等(資産統括局)	8, 783
					4 共 済	青	△3, 865		
					7 賃	金	7, 587		

10 総務費

							(平位	
款項目	 補正前の額	補正額	計	財源内訳		節 	 - 説 明	
	marcha- S BX	III 44 BK	н	VA MAY 14V	区分	金額	71	
15 項 戸籍住民基 本台帳費	946, 495	6, 667	953, 162	特定財源 0				
本台帳費	ŕ	ŕ	,	0 一般財源 6,667				
05 目 戸籍住民基 本台帳費	946, 495	6, 667	953, 162	一般財源 6,667	1 報 酬	4, 393	○ 職員給与費 一般職 38人(ほか短時間勤	678
本台帳費		0, 001	000, 102	, , , , ,			務職員2人)	
					2 給 料	$\triangle 1,952$	○ 職員給与費 嘱託 12人	4, 982
							○ 臨時職員賃金等(総務局)	1,007
					3 職員手当等	2, 779		
					4 共 済 費	404		
							- -	
					7賃 金	1,043		
-						-		
								-

10 総務費

±4.75 □	井 丁兰 6 梅	4+ → <i>b</i> =	⇒ 1	P4/45 ++ >0	質		⇒v. nn	
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	区分	金 額		
20 項 選 挙 費	312, 672	△23, 825	288, 847	特定財源 △7,052 一般財源 △16,773				
05 目 選挙管理委 員会費	104, 252	△16, 773	87, 479	一般財源 △16,773	2 給 料	△9, 149	○ 職員給与費 一般職 13人	△16, 773
					3 職員手当等	△7, 366		
					4 共 済 費	△258		
15 15 15 15 15 15 15 15	132, 168	△5, 673	126, 495	県支出金 △5,673	1 報 酬	△441	│ 投票立会人等報酬○ 職員手当	△441 △4, 417
					3 職員手当等	△4, 417	○ 臨時職員賃金(選挙管理委員会事務局)	△815
					7 賃 金	△815		
25 目 県議会議員	76, 252	△1, 379	74, 873	県支出金 △1,379	3 職員手当等	△698	○職員手当	△698
選挙費					7賃 金	△681	○ 臨時職員賃金(選挙管理委員会事務局) - -	△681

10 総務費

					_			(単位、下円)	
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	1		説	明	
	,,,,			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	区分	金 額			
30 項 監査委員費	126, 759	6, 565	133, 324	特定財源 0					
	120,100	, 555	100, 021	一般財源 6,565					
05 目 監査委員費	126, 759	6, 565	133, 324	一般財源 6,565	2 給 料	2, 232		我 12人(ほか短時間勤 6,5	35
							務職員1人)		
					3 職員手当等	3, 289			
					4 共 済 費	1, 044			

歳 出

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		餅	j	説明	
		M L	<u></u>	(京)	区分	分	金 額	771 	
15 款 民 生 費	103, 817, 113	36, 435	103, 853, 548	特定財源 5,042 一般財源 31,393					
05 項 社会福祉費	37, 927, 224	93, 561	38, 020, 785	特定財源 5,042 一般財源 88,519					
05 目 社会福祉総 務費	20, 599, 430	93, 561	20, 692, 991	その他 5,042 一般財源 88,519	1 報	酬	△8, 033	○ 職員給与費 一般職 150人(ほか短時間 勤務職員2人)	74, 463
				00, 513	2 給	料	25, 694	○ 職員給与費 嘱託 79人	△8, 431
								○ 委員等報酬 104人	△1,831
					3 職員手	当等	41, 539	○ 臨時職員賃金等(総合政策局)	476
								○ 臨時職員賃金等(総務局)	△1, 360
					4 共 済	費	5, 732	○ 国民健康保険事業費会計繰出金国民健康保険事業費会計における人件費補正	4, 005
					7 賃	金	6, 148	に伴う補正	
						312.	0, 110	○ 臨時職員賃金等(健康福祉局)	7, 763
					28 繰 出	金	22, 481	○ 介護保険事業費会計繰出金	18, 476
							,	介護保険事業費会計における人件費補正に伴	_ ,
								 う補正	

歳 出

_	Γ	Г	Т	Т	Γ.				(+ 1.	一一円 <i>)</i>
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	区	 分	币 金	額	 - 説 明	
	29, 278, 144	△3, 582	29, 274, 562	特定財源 0 一般財源 △3,582						
05 目 児童福祉総 務費	16, 557, 549	△3, 582	16, 553, 967	一般財源 △3,582	1 報	酬	△16	5, 935	○ 職員給与費 一般職 363人(ほか短時間 勤務職員12人)	40, 100
					2 給	料	28	3, 277	○ 職員給与費 嘱託 36人 ○ 臨時職員賃金等(こども青少年局)	$\triangle 21,644$ $\triangle 22,038$
					3 職員	手当等		470		
					4 共	済 費	Δ:	1, 300		
					7 賃	金	△14	1, 094		

歳 出

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		食	ī	説	明
					区	分	金 額	南九	1971
15 項 生活保護費	34, 807, 531	△35, 105	34, 772, 426	特定財源 0 一般財源 △35,105					
05 目 生活保護総 務費	1, 446, 349	△35, 105	1, 411, 244	一般財源 △35,105	1 報	酬	$\triangle 3,425$	○ 職員給与費 一般職 168人	△37, 338
務費	1, 440, 543		1, 411, 244	△55, 105				○ 職員給与費 嘱託 64人	$\triangle 1,754$
					2 給	料	△15, 419	○ 医師報酬 16人	$\triangle 1,676$
								○ 臨時職員賃金等(健康福祉局)	5, 663
					3 職員3	三当等	△12, 468		
					4 共 市	脊 費	△8, 470		
					7 賃	金	4, 677		

歳 出

Γ				Τ		 布	(単位、下門)
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	区分	金額	- 説 明
25 項 青少年費	1, 804, 214	△18, 439	1, 785, 775	特定財源 0 一般財源 △18,439			
05 目 青少年総務 費	1, 096, 854	△18, 439	1, 078, 415	一般財源 △18, 439	1報 酬	29, 121	○ 職員給与費 一般職 18人(ほか短時間勤 5,353 務職員1人)
					2 給 料	△1,831	○ 職員給与費 嘱託 172人32,553○ 臨時職員賃金等 (こども青少年局)△56,345
					3 職員手当等	6, 287	
					4 共 済 費	△17, 380	
Į					7 賃 金	△34, 636	

歳 出

款項目	地工芸の姫	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	計	財源内訳	負	 व	· 説 明	
	補正前の額	補 正 額	計 		区分	金 額	- 就 明 	_
20 款 衛 生 費	13, 482, 914	33, 228	13, 516, 142	特定財源 0 一般財源 33,228				
05 項 保健衛生費	6, 247, 042	9, 497	6, 256, 539	特定財源 0 一般財源 9,497				
05 目 保健衛生総 務費	770, 892	11, 237	782, 129	一般財源 11,237	1報 酬	△1, 514	○ 職員給与費 一般職 52人(ほか短時間勤 務職員1人)	15, 410
					2 給 料	7, 112	○ 職員給与費 嘱託 2人	$\triangle 1,716$
							○ 臨時職員賃金等(健康福祉局)	$\triangle 2$, 457
					3 職員手当等	6, 926		
					4 共 済 費	715		
					7 賃 金	△2, 002		
25 目 予防衛生費	474, 005	102	474, 107	一般財源 102	7 賃 金	102	○ 臨時職員賃金(健康福祉局)	102
30 目 母子保健対 策費	516, 736	△1, 422	515, 314	一般財源 △1,422	4 共 済 費	△1, 422	○ 臨時職員賃金等(健康福祉局)	△1,422

20 衛生費

г	г'		Г	Γ			_	_	Т			(単位 丁戸	-
】 款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		資	_		-	説		明	
	1113-123				区	分	金	額					
55 目 公害病補償 費	2, 990, 622	△420	2, 990, 202		1 報	画州		△420	○ 委員報酬	16人			△420
													_

歳 出

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	í	節	説明	
			声 I	(京)	区分	金額	7元 197	
10 項 保健所費	971, 083	72, 170	1, 043, 253	特定財源 0 一般財源 72,170				
05 目 保健所費	971, 083	72, 170	1, 043, 253	一般財源 72,170	1 報 酬	△1, 437	 ○ 職員給与費 一般職 118人(ほか短時間 勤務職員4人)	57, 703
					2 給 料	33, 432	○ 職員給与費 嘱託 18人	1,629
					0 120 7 1/20	10.050	○ 医師報酬 12人	△2, 569
					3 職員手当等	18, 358	○ 委員等報酬 2 6 人	△204
					, II. '& #	0.145	○ 臨時職員賃金等(健康福祉局)	15, 611
					4 共 済 費	8, 147		
					7 賃 金	13, 670		

歳 出

Г				T			<u></u>				(単位 下円)
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	区	 分	金	額	_	説	明
15 項 衛生研究所 費	181, 186	1, 500	182, 686	特定財源 0 一般財源 1,500							
05 目 衛生研究所 費	181, 186	1, 500	182, 686	一般財源 1,500	1 報	画州		1,612	○ 職員給与費○ 職員給与費	一般職 17人 嘱託 3人	△375 1,875
					2 給	料		1, 202		7FINE 07	2, 2.2
					3 職員	手当等		2, 856			
					4 共	済 費		1, 542			
								_			

歳 出

款項目	- 補正前の額		計	財源内訳			説	明
		補 正 額	ĒΤ 		区分	金 額	市地	19 1
20 項環境保全費	365, 716	△4, 228	361, 488	特定財源 0 一般財源 △4,228				
05 目 環境保全総 務費	216, 920	$\triangle 4,228$	212, 692	一般財源 △4, 228	2 給 料	△2, 334	○ 職員給与費 一般職 28人 ○ 臨時職員賃金等(経済環境局)	△5, 205 977
					3 職員手当等	△1, 849		
					4 共 済 費	△872		
					7 賃 金	827		

歳 出

			Γ	Т		£-/	(単位	1 1 47
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳		節 	説明	
 					区分	金額		
25 項 清 掃 費	5, 717, 887	$\triangle 45,711$	5, 672, 176	特定財源 0				
				一般財源 △45,711				
05 目 清掃総務費	1, 967, 859	$\triangle 45,711$	1, 922, 148	一般財源 △45,711	1 報 酬	1,601	○ 職員給与費 一般職 193人(ほか短時間	△82, 988
1月川州24万具	1, 301, 003	△45, 111	1, 322, 140	△40,111			勤務職員3人)	
					2 給 料	△16, 768	○ 職員給与費 嘱託 1人	1,840
							○ 臨時職員賃金等(経済環境局)	35, 437
					3 職員手当等	△61, 625		
					4 共 済 費	682		
					7 賃 金	30, 399		

歳 出

25 労働費

款項目	補正前の額	 補 正 額	計	財源内訳	[説	明
			<u></u>		区分	金 額	市允	197
25 款 労 働 費	160, 470	859	161, 329	特定財源 0 一般財源 859				
10 項 労働諸費	160, 470	859	161, 329	特定財源 0 一般財源 859				
05 目 労 政 費	160, 470	859	161, 329	一般財源 859	1報酬	△108	○ 職員給与費 一般職 7人○ 職員給与費 嘱託 6人	967 △108
					2 給 料	182		
					3 職員手当等	1, 108		
					4 共 済 費	△323		

歳 出

30 農林水産業費

 款項目 補正前の額	対式並の類	補正額	計	財源内訳	節			 	
	伸上削り領	棚 止 領	一		区	分	金 額	元 就 95	
30 款 農林水産業 費	128, 508	9, 531	138, 039	特定財源 0 一般財源 9,531					
05 項 農業費	128, 508	9, 531	138, 039	特定財源 0 一般財源 9,531					
10 目農業総務費	75, 100	9, 531	84, 631	一般財源 9,531	1 報	酬	△1,680	○ 職員給与費 一般職 10人○ 職員給与費 嘱託 0人	9, 710 \triangle 1, 915
					2 給	料	3, 881	○ 農業共済事業費会計繰出金(経済環境局)農業共済事業費会計における人件費補正に伴	1,736
					3 職員	5当等	4, 313	う補正	
					4 共 🦮	青 費	1, 281		
					28 繰 日	金金	1, 736		

歳 出

35 商工費

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	食	Ţ	説明
	補比削り額	佣 止 領	計		区分	金 額	就 99
35 款 商 工 費	2, 474, 488	35, 942	2, 510, 430	特定財源 0 一般財源 35,942			
05 項 商 工 費	2, 474, 488	35, 942	2, 510, 430	特定財源 0 一般財源 35,942			
05 目 商工総務費	386, 398	35, 942	422, 340	一般財源 35,942	2 給 料	11, 499	○ 職員給与費 一般職 38人(ほか短時間勤 30,525 務職員1人)
					3 職員手当等	14, 211	○ 臨時職員賃金等(経済環境局) 5,417
					4 共 済 費	5, 554	
					7賃 金	4, 678	

歳出

40 土木費

	_			_	_		
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳		布	
- W. X. L.	11117771114 5 1456	1111 112. 1156	H1	MINN 1H/	区分	金額	71
40 款 土 木 費	18, 286, 452	87, 331	18, 373, 783	特定財源 10,550 一般財源 76,781			
05 項 土木管理費	7, 171, 783	31, 329	7, 203, 112	特定財源 12,356 一般財源 18,973			
05 目 土木総務費	7, 166, 676	31, 329	7, 198, 005	その他 12, 356 一般財源 18, 973	1報 酬	△5, 319	○ 職員給与費 一般職 48人(ほか短時間勤 36,6務職員2人)
				10, 975	2 給 料	15, 219	○ 職員給与費 嘱託 11人 △6,2
							○ 臨時職員賃金等(都市整備局) 90
					3 職員手当等	17, 291	
					4 共 済 費	3, 463	
					7 賃 金	675	

歳 出

40 土木費

款項目	補正前の額	補正額		財源内訳			· - 説 明
	無正則♥ク領 		百l 	只有尔科·斯尔	区分	金 額	高九 9月
10 項 道路橋りょ う費	2, 408, 841	9, 820	2, 418, 661	特定財源 0 一般財源 9,820			
05 目 道路橋りょ う総務費	155, 449	7, 693	163, 142	一般財源 7,693	1報 酬	1, 340	○ 職員給与費 一般職 17人(ほか短時間勤 6,030務職員2人)
					2 給 料	1, 696	○ 職員給与費 嘱託 13人 1,663
					3 職員手当等	4, 331	
					4 共 済 費	326	
15 目 道路橋りょ う新設改良 費	621, 106	2, 127	623, 233	一般財源 2,127	2 給 料	489	○ 職員給与費 一般職 9人 2,127
其 					3 職員手当等	2, 156	
					4 共 済 費	△518	

40 土木費

装石 口	オエギの姫	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	∌l.	H+7/E (-1-3-1-		色		äχ	PP.	
款項目	補正前の額	補 正 額	計 	財源内訳	区	分	金額	— 説 	明	
20 項河川水路費	665, 019	△2, 330	662, 689	特定財源 0 一般財源 △2,330						
05 目 河川水路総 務費	54, 521	△2, 931	51, 590	一般財源 △2,931	1 報	酬	△2, 374	○ 職員給与費 一般職 6人○ 職員給与費 嘱託 0人		$\triangle 2,324$ $\triangle 2,507$
					2 給	料	△1, 962	○ 臨時職員賃金等(都市整備局)		1, 900
					3 職員=	手当等	165			
					4 共 %	 斉 費	△392	_		
					7 賃	金	1, 632	_		
10 目 河 川 費	308, 370	867	309, 237	一般財源 867	2 給	料	276	○ 職員給与費 一般職 5人		867
					3 職員=	手当等	1, 178			
					4 共 %	 斉 費	△587	-		

40 土木費

- 参加百日	対式並の類	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	計	H+%区内⇒□	É	 व	説	明
款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	区分	金 額	「	1/1
20 目 水 路 費	199, 942	△266	199, 676		2 給 料	△832	○ 職員給与費 一般職 2人	△266
					3 職員手当等	790		
					4 共 済 費	△224		

40 土木費

接限的 中报的			_		_				(単位、下円)
C 分 金 額 25 項港	款項目	補正前の額	補 正 額	<u></u>	財源内訳		ή 	- 言於	明
港湾費 11,794	49V X H	MAT-7111 VAR		н	2.1 NAVL 1H/7	区分	金額	1/4	
一般財源	25 項 港 湾 費	11. 794	△2. 72 5	9. 069	0				
3 職員手当等 △1,388	1E 17 X			, 000	一般財源 △2,725				
	05 目 港 湾 費	11, 794	$\triangle 2,725$	9, 069	一般財源 △2,725	2 給 料	△799	○ 職員給与費 一般職 1人	△2, 725
4 共 済 費						3 職員手当等	△1, 388		
						4 共 済 費	△538		
							_		
	İ								

歳 出

40 土木費

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	Î	布		
水坝目	/用止削♡/領 	畑 止 領		只你们	区分	金 額	7% E91	
30 項 都市計画費	4, 286, 164	38, 108	4, 324, 272	特定財源 △1,806 一般財源 39,914				
05 目 都市計画総 務費	464, 593	17, 795	482, 388	一般財源 17,795	1報 酬	△5, 742	○ 職員給与費 一般職 51人(ほか短時間勤 務職員2人)	23, 446
					2 給 料	15, 245	○ 職員給与費 嘱託 2人○ 臨時職員賃金等(都市整備局)	△6, 633 982
					3 職員手当等	6, 029		
					4 共 済 費	1, 450		
					7 賃 金	813		-
20 目 都市再開発 事業費	189, 413	△1, 944	187, 469	一般財源 △1,944	2 給 料	△940	○ 職員給与費 一般職 4人	△1, 944
					3 職員手当等	△727		
					4 共 済 費	△277		

歳出

40 土木費

					_		(十)	丁円 <i>)</i>
款項目	補正前の額	 補 正 額	計	財源内訳		前 	 - 説 明	
///-X-I	加工的ジャ		П	<u> </u>	区分	金額	成	
25 目 公 園 費	2, 230, 806	21, 452	2, 252, 258	一般財源 21,452	1報 酬	△6, 006	○ 職員給与費 一般職 30人(ほか短時間勤 務職員2人)	28, 272
					2 給 料	13, 450	○ 職員給与費 嘱託 3人	△6, 820
					3 職員手当等	11, 309		
					4 共 済 費	2, 699		
35 目 街路事業費	1, 155, 903	474	1, 156, 377	その他 △1,806 一般財源	2 給 料	△927	○ 職員給与費 一般職 10人○ 臨時職員賃金(都市整備局)	374 100
				2, 280	3 職員手当等	1, 301	C MILL THANK A TE (III III III III III III III III III I	100
					7 賃 金	100		
55 目 土地区画整 理費	241, 052	331	241, 383	一般財源 331	3 職員手当等	331	○ 職員給与費 一般職 1人	331

歳 出

40 土木費

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	Ē		説	明
水坝目	無止則♡類 	開 正 領		(京)	区分	金 額	市地	1971
40 項 住宅費	3, 742, 851	13, 129	3, 755, 980	特定財源 0 一般財源 13,129				
05 目 住宅管理費	1, 555, 204	12, 796	1, 568, 000	一般財源 12,796	1 報 酬	△1, 649	○ 職員給与費 一般職 27人	13, 692
江七日社貝	1, 555, 204	12, 190	1, 500, 000	12, 750			○ 職員給与費 嘱託 4人	$\triangle 1$, 649
					2 給 料	7, 483	○ 臨時職員賃金等(都市整備局)	753
					3 職員手当等	4, 481		
					4 共 済 費	1, 833		
					7賃 金	648		
10 目 民間住宅対 策費	46, 011	2, 132	48, 143	一般財源 2,132	2 給 料	807	〇 職員給与費 一般職 4人	2, 132
					3 職員手当等	745		
					4 共 済 費	580		

40 土木費

	_		_		Т		Т	(単位、下円)
款項目	 補正前の額	補正額	計	財源内訳		ਰੋ ਰ	 - 説	明
100° E H	加工別ックが		PI	MINNE INC	区 分	金 額	I)L	91
15 目 住宅建設費	1 055 515	1.051	1 050 500	一般財源	2 給 料	△250	○ 職員給与費 一般職 5人	1, 232
1 仕七建設資	1, 855, 515	1, 051	1, 856, 566	1, 051			○ 臨時職員賃金等(都市整備局)	△181
					3 職員手当等	1, 920		
					4 共 済 費	△619		
20 目				一般財源 △2,850	2 給 料	△1, 955	○ 職員給与費 一般職 3人	△2 , 850
20 目 住環境整備 事業費	267, 996	$\triangle 2,850$	265, 146	$\triangle 2,850$				
					3 職員手当等	△195		
					4 共 済 費	△700		
-						-		

歳 出

45 消防費

共 . 百 口	***で類	** ** ***	⇒I	H+%E (++ ≥n			ä¼, □□	-7
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	区分	金 額	· 説 -	
45 款 消 防 費	4, 825, 483	49, 169	4, 874, 652	特定財源 0 一般財源 49,169				
05 項 消 防 費	4, 825, 483	49, 169	4, 874, 652	特定財源 0 一般財源 49,169				
05 目 常備消防費	4, 319, 502	50, 549	4, 370, 051	一般財源 50,549	2 給 料	14, 832	○ 職員給与費 一般職 434人(ほか短時間 勤務職員16人)	50, 549
					3 職員手当等	24, 644		
					4 共 済 費	11, 073		
10 目 非常備消防 費	115, 870	△1, 380	114, 490	一般財源 △1,380	1報 酬	△1, 380	○ 消防団員報酬等 904人	△1, 380

50 教育費

#4-r= II	サナンの佐		= 1			貿			_
款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	区分		金額	— 説 明	
50 款 教 育 費	15, 254, 116	358, 811	15, 612, 927	特定財源 0 一般財源 358,811					
05 項 教育総務費	4, 873, 929	199, 204	5, 073, 133	特定財源 0 一般財源 199, 204					
10 目 事務局費	1, 525, 702	209, 256	1, 734, 958	一般財源 209, 256	1 報	酬	1, 598	○ 職員給与費 教育長 1人○ 職員給与費 一般職 128人(退職手当を	91 206, 368
					2 給	料	97, 217	含む。) ○ 職員給与費 嘱託 36人	1, 482
					3 職員手当	等	76, 463	- ○ 委員報酬 7人	122
								○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局)	1, 193
					4 共 済	費	32, 215		
					7 賃	金	1, 763		
15 目 学校指導費	724, 708	△10, 052	714, 656	一般財源 △10,052	1 報	酬	△10, 571	○ 職員給与費 嘱託 39人○ 指導補助員報酬等 127人	△218 △10, 571
					4 共 済	費	△453	○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局)	737
					7 賃	金	972		

歳出

50 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	貿	ī	. 説 明
	/		#T 		区分	金 額	T 対抗 193
10 項 小学校費	1, 841, 690	11, 680	1, 853, 370	特定財源 0 一般財源 11,680			
05 目 学校管理費	1, 470, 485	11, 680	1, 482, 165	一般財源 11,680	2 給 料	8, 983	○ 職員給与費 一般職 4 1 人 16,61 ○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局) △4,93
					3 職員手当等	4, 662	
					4 共 済 費	1, 065	
					7 賃 金	△3, 030	

50 教育費

T T	· 			I		*				(単位 下円)
款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		食	_		 - 説 明	
	1113			7,4,5,1,1,1	区	分	<u></u> 金	額	7.1	
15 項 中学校費	1 100 040	E 700	1 100 700	特定財源						
【甲字仪質 】 【	1, 126, 940	5, 793	1, 132, 733	0 一般財源						
				5 793						
05 目 学校管理費	636, 272	5, 793	642, 065	一般財源 5,793	2 給	料		4, 790	○ 職員給与費 一般職 17人	9, 905
子仅自任負	030, 212	5, 195	042, 005	5, 193					○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局)	△4 , 112
					3 職員	手当等	_	3, 491		
					4 共	 済 費	-	676		
								010		
					- 07					
					7 賃	金	Δ	3, 164		
					_	_		_		
i 1										
				i I						
1										

歳 出

50 教育費

款項目	補正前の額	補正額		財源内訳	- E		説明
			百l 	只有尔科·斯尔	区分	金 額	司だ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
20 項 高等学校費	2, 196, 377	54, 825	2, 251, 202	特定財源 0 一般財源 54,825			
05 目 高等学校総 務費	1, 633, 373	54, 825	1, 688, 198	一般財源 54,825	1報 酬	△654	○ 職員給与費 一般職 181人(ほか短時間 57,90 勤務職員10人)
					2 給 料	36, 510	○ 職員給与費 嘱託 0人 △1,84
							〇 時間講師報酬 70人 81
					3 職員手当等	16, 599	○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局) △2,05
					4 共 済 費	4, 131	
					7賃 金	△1, 761	

50 教育費

	Т	Г			Г				г	(単位、下円) ————————————————————————————————————
款項目	 補正前の額	補 正 額	計	 財源内訳			fi 		 説 明	
					区	分	金	額		
25 項 幼稚園費	694, 235	△5, 455	688, 780	特定財源 0						
97166	001, 200	20, 100		一般財源 △5,455						
05 目 幼稚園費	694, 235	△5, 455	688, 780	一般財源 △5,455	1 報	酬		141	○ 職員給与費 一般職 65人	△5, 029
A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	094, 233		000, 700	△5, 455					○ 職員給与費 嘱託 9人	246
					2 給	料		2, 104	○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局)	△672
					3 職員	手当等		1,896		
					4 共	済 費		5, 107		
					7 賃	金		△697		

50 教育費

款項目	オエ帝の姫		∌ I.	財源内訳		負			説	
	補正前の額	補 正 額	計	知 <i>源</i> 内訳	区	分	金 8	Į į	司 允	明
30 項 特別支援学 校費	211, 622	△1, 569	210, 053	特定財源 0 一般財源 △1,569						
05 目 特別支援学 校費	211, 622	△1, 569	210, 053	一般財源 △1,569	1 報	酬	△6	40	○ 職員給与費 一般職 3人	△367
校費	211, 022		210, 055	<u></u>					○ 職員給与費 嘱託 25人	$\triangle 640$
					3 職員	手当等	$\triangle 3$	67	○ 臨時職員賃金(教育委員会事務局)	△562
					7 賃	金	△5	62		

50 教育費

_					_			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1 1/
款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		質	j 	説明	
//// FR II			FI.	X1/WL 11//	区	分	金額	10C 9J	
35 項 社会教育費	1, 976, 011	53, 377	2, 029, 388	特定財源 0					
	, ,	ŕ	, ,	一般財源 53, 377					
05 目 社会教育総 務費	1, 577, 837	53, 377	1, 631, 214	一般財源 53,377	1 報	酬	△6,873	○ 職員給与費 一般職 27人(ほか短時間勤	59, 519
務費	1, 011, 001	00, 011	1, 001, 211	00, 011				務職員4人)	
					2 給	料	32, 035	○ 職員給与費 嘱託 26人	$\triangle 7$, 329
								○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局)	1, 187
					3 職員手	当等	16, 684		
					4 共 済	費	10, 360		
					7 賃	金	1, 171		

歳 出

50 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳		貿	ī	説明	
水坝目	無止則♡類 	開 正 領			区分	分	金 額	77. ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
40 項 保健体育費	2, 333, 312	40, 956	2, 374, 268	特定財源 0 一般財源 40,956					
05 目 保健体育総 務費	518, 673	41, 076	559, 749	一般財源 41,076	1 報	酬	3, 917	○ 職員給与費 一般職 48人(ほか短時間勤 務職員1人)	35, 518
					2 給	料	11, 513	○ 職員給与費 嘱託 48人○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局)	4, 497 1, 061
					3 職員手	当等	19, 094		
					4 共 済	費	5, 624		
					7 賃	金	928		
15 目 社会体育費	429, 383	△120	429, 263	一般財源 △120	1 報	酬	△120	○ 委員報酬 61人	△120

(単位 千円)

(1) 特別職

						与	費					
	区 分	職員数	報酬	給料	期末	手 当	地域手当	その他	計	共 済 費	合 計	備考
			平以 时川	NG 127	支 給 額	年間支給率	地域于コ	の手当	PI			
 補	長等	人 4		42, 719	15, 001	月分 2.5500			57, 720	9, 652	67, 372	
正	議 員	42			126, 989	3. 2300			452, 357	115, 306	567, 663	
後	その他	1, 661	2, 116, 243	7, 896	3, 244	3. 4000			2, 127, 383	329, 105	2, 456, 488	
	計	1, 707	2, 441, 611	50, 615	145, 234				2, 637, 460	454, 063	3, 091, 523	
 補	長 等	4		42, 719	15, 521	2. 5125			58, 240	9, 619	67, 859	
正	議員	42	325, 368		125, 121	3. 1825			450, 489	115, 306	565, 795	
	その他	1, 780	2, 139, 864	7, 896	3, 197	3. 3500			2, 150, 957	338, 487	2, 489, 444	
前	計	1,826	2, 465, 232	50, 615	143, 839				2, 659, 686	463, 412	3, 123, 098	
比比	長 等	-		-	△ 520	0. 0375			△ 520	33	△ 487	
	議員	-	_		1, 868	0. 0475			1,868	_	1, 868	
***	その他	△ 119	△ 23,621	_	47	0. 0500			△ 23,574	△ 9,382	△ 32, 956	
較	計	△ 119	△ 23,621	-	1, 395				△ 22, 226	△ 9,349	△ 31,575	

(2) 一般職

総 括

	区		分	職員	数				ì	給			与			費						41-	済費		合		計					備		ŧ	k.	
			Ħ		人		報	酬		給	凇	ł		職員	手	当			計			犬	许黄		百	-	al.					岬		4	5	
	補	Œ	後		(84 2, 9						10, 9	48, 588		9	9, 79	0, 609			20, 73	39, 197	,		4, 027,	864		24	1, 767, 06	1								
	補	Œ	前		(78 2,8						10, 6	25, 829		ç	9, 49	9, 690			20, 12	25, 519)		3, 937,	686		24	1, 063, 20	5								
	比		較		(6 1	31					3:	22, 759			29	0, 919			61	13, 678	3		90,	. 178			703, 85	6								
		区	分	扶養手当	地	堿 手 当	当住 帰	号 手 当	通道	勒 手 当	特殊手			間外	休	Ħ	給貨	管 理 特 別 手	職員務当	宿手		夜	間勤彩	务 管 当 手		期手	末勤鬼	涌		制度		育教当手		別を当	刃任給調整	退職手当
職員手		補፲	正後	299, 33	8 1,	154, 43	3 2	265, 426		257, 606	1	54, 396	1	877, 561	L	229, 6	49		711		462	2	50, 31	9	240, 804	1 4	1, 739, 55	7	2,	011	8, 2	33	10, 71	15	18, 520	1, 480, 818
当の言		補፲	正前	300, 18	2 1,	118, 68	6 2	249, 293		252, 752	1	58, 189		777, 917	7	254, 9	66				460		49, 95	4	220, 793	3 4	1, 615, 69	2	1,	855	7, 7	58	10, 32	27	14, 814	1, 466, 052
		比	較	△ 84	4	35, 74	7	16, 133		4, 854	Δ	3, 793		99, 644	4 4	≥ 25, 3	17		711		2	2	36	5	20, 011	ı	123, 86	5		156	5	25	38	38	3, 706	14, 766
	備		考																																	

⁽注) ()内には、短時間勤務職員について外書きしている。

3 繰越明許費明細書

<u>追</u> 刀	<u> </u>														
款		項	目		事	当	É	名		金	額	繰	越	理	由
40 土 木	費	10 道路橋りょう費	25 阪神尼崎駅前駐車場事業費	駐車	場施	i 設 約	推持	管理事	業		46, 000	入札不調により、	事業の	年度内完了	了が見込めないため

4 債務負担行為で令和2年度以降にわたるものについての平成30年度末までの支出額及び令和元年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

		平成30年月	度末までの	令和元年	度以降の	左	の財	源 内	訳	
事項	限度額	支	出 額	支 出 予	定額	特	定財	源	一般財源	摘要
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	市債	その他	川又於11/5六	
保育の量確保事業	54, 000			令和2年度まで	54, 000		43, 200		10,800	
消防庁舎等整備事業	270, 000			令和3年度まで	270,000		208, 700		61, 300	
中学校給食関係事業	18, 700			令和3年度まで	18, 700				18, 700	

変更

		平成30年月	度末までの	令和元年』	度以降の	左	の財	源 内	訳	
事項	限度額	支	出 額	支 出 予	定額	特	定財	源	一般財源	摘要
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	市債	その他	州文只705	
給食調理業務委託関係事業	補正前の額									
	150, 000			令和2年度まで	150, 000				150, 000	
	補 正 額									
	30, 000			令和2年度まで	30,000				30, 000	
	補正後の額									
	180, 000			令和2年度まで	180, 000				180, 000	

議案第118号

令和元年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第1号)

令和元年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

なお、平成31年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算における 元号の表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替え る。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,005千円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,319,518千 円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳

	蒜	次		項	補正前の額	補正額	計		
60 約	喿	入	金		4, 920, 667	4, 005	4, 924, 672		
				05 他会計繰入金	4, 920, 667	4, 005	4, 924, 672		
歳	入	合	計		49, 315, 513	4, 005	49, 319, 518		

歳 出

	款項					補正前の額	補正額	計				
05 #	総	務	費							972, 178	4, 005	976, 183
				05	総	務	管	理	費	963, 189	4, 005	967, 194
歳	出	合	計							49, 315, 513	4, 005	49, 319, 518

特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補正1号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	= +	区分	金 額	
60 款 繰 入 金	4, 920, 667	4, 005	4, 924, 672	<u> </u>	ш. их	
05 項 他会計繰入金	4, 920, 667	4, 005	4, 924, 672			
05 目 他会計繰入金	4, 920, 667	4, 005	4, 924, 672	職員給与費 等繰入金	4, 005	〇 (総務局) 人件費補正に伴う一般会計繰入金の補正 4,005

歳 出

05 総務費

款項目	対式並の類		計	財源内訳		 節	· 説 明	
	補正前の額	補 正 額	計 		区分	金 額	- 就 以 	
05 款 総 務 費	972, 178	4, 005	976, 183	特定財源 0 一般財源 4,005				
05 項 総務管理費	963, 189	4, 005	967, 194	特定財源 0 一般財源 4,005				
05 目 一般管理費	921, 482	△1, 608	919, 874	一般財源 △1,608	1 報 酬	△5, 689	○ 職員給与費 一般職 60人(ほか短時間勤 務職員1人)	△6, 866
					2 給 料	△4, 191	○ 職員給与費 嘱託 25人	$\triangle 5,601$
							○ 保健師等報酬 2人	△672
					3 職員手当等	889	○ 臨時職員賃金等(総務局)	9, 269
							○ 臨時職員賃金等(健康福祉局)	2, 262
					4 共 済 費	△2, 587		
					7 賃 金	9, 970		
20 目				一般財源	1 報 酬	313	○ 職員給与費 嘱託 5人	337
20 目 収納率向上 特別対策費	28, 738	5, 613	34, 351	5, 613			○ 臨時職員賃金等(総務局)	5, 276
					4 共 済 費	713		
					7賃 金	4, 587		

2 給与費明細書

(1) 特別職

				 給		 与						
	区 分	職員数	-ton metri		期末			その他	21	共 済 費	合 計	備考
			報酬	給 料	支給額	年間支給率	地域手当	の手当	함			
補	長 等	Д				月分						
正	議員											
後	その他	30	86, 960						86, 960	13, 727	100, 687	
	計	30	86, 960						86, 960	13, 727	100, 687	
 補	長 等											
正	議員											
	その他	33	91, 664						91, 664	14, 287	105, 951	
前	計	33	91, 664						91, 664	14, 287	105, 951	
比	長 等											
	議員											
-	その他	△ 3	△ 4,704						△ 4,704	△ 560	△ 5,264	
較	計	△ 3	△ 4,704						△ 4,704	△ 560	△ 5,264	

(2) 一般職

総 括

	区		分	職員	職 員 数			給	ı	与	費			ш	生 済 費		合	計			備		考	
	Δ.		Ħ		W		報酬	給	料	職員号	手当	11		*	<i>X</i>		a	Ħ			7/HI		15	
	補	正	後		(1) 60				193, 000		132, 105	32	25, 105		68, 8	874		393, 979						
	補	Œ	前		(1) 60				197, 191		131, 721	32	28, 912		72, 4	438		401, 350						
	比		較		(-)				△ 4, 191		384	Δ	3, 807		△ 3, 5	564		△ 7,371						
		区	分	扶養手当	地域	手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務	時 間 外勤務手当	休日;	管理職員給特別勤務手	宿手	当	夜間 勤務	管手	理職当	期末勤勉手	定時通教育手	制度	產業教育 皇 当	寺 別	初任給調整 手 当	退職 毛当
職員手		補	正後	2, 031	1	9, 762	6, 588	3, 618		15, 487	28	56					2, 575	81, 788						
当の	訳	補	正前	1, 098	2	0, 171	6, 840	4, 127		15, 949							3, 432	80, 104	:					
		比	較	933		∆ 409	△ 252	△ 509		△ 462	28	56					△ 857	1, 684						
	備		考																					

⁽注) ()内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議案第119号

令和元年度尼崎市特別会計農業共済事業費補正予算 (第 1 号)

令和元年度尼崎市の特別会計農業共済事業費補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

なお、平成31年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算における元号の表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替える。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳

	羕	欠		項	補正前の額	補正額	計		
60 紛	R	入	金		9, 760	1, 736	11, 496		
				05 他会計繰入金	9, 558	1, 736	11, 294		
歳	入	合	計		16, 664	1, 736	18, 400		

歳 出

	蒜	欠		項						補正前の額	補正額	計
05 糸	公心	務	費							8, 814	1, 736	10, 550
				05	総	務	管	理	費	8, 814	1, 736	10, 550
歳	出	合	計							16, 664	1, 736	18, 400

特 別 会 計

農業共済事業費予算説明書

(補正1号)

1 歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

					<u> </u>	(単位 十円)
款項目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金 額	· - 説 明
60 款 繰 入 金	9,760	1, 736	11, 496			
05 項 他会計繰入金	9, 558	1, 736	11, 294			
05 目 他会計繰入金	9, 558	1, 736	11, 294	他会計繰入金	1,736	○ (経済環境局) 人件費補正に伴う一般会計繰入金の補正 1,736

歳 出

05 総務費

款項目	補正前の額	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	計	財源内訳	質	j	説	明
	イ用 J L 用 V J 役 	補 正 額	#T		区分	金 額	可允	91
05 款 総 務 費	8,814	1, 736	10, 550	特定財源 0 一般財源 1,736				
05 項 総務管理費	8, 814	1, 736	10, 550	特定財源 0 一般財源 1 736				
05 目 一般管理費	8, 814	1, 736	10, 550	一般財源 1,736	2 給 料	826	○ 職員給与費 一般職 1人	1,736
					3 職員手当等	603		
					4 共 済 費	307		

2 給与費明細書

一般職

総 括

	区		分		職	員	数						給				_	—— 与				費					-#	- 済				合		計						 滞						
	<u>~</u>		73				(人)			報	į	酬			給	彩	¥		職員	手	当			計			*	* 17F	1					PI					ν 	#I			~ ~			
	補	Œ	後					1								•	4, 705	5			3, 42	9			8, 13	34			1,	831				9,	965											
	補	正	前					1								;	3, 879				2, 82	6			6, 70)5			1,	524				8,	229											
	比		較				_	-									826	5			60	3			1, 42	29				307				1,	736											
		区	分	-	扶養	手当	1地:	域	手当	自住	居	手当	通	퉰手	当	特殊			間 タ務手	外台	休 日	給	管持	里職 員 削勤 發 当	宿手	Ħ	直当	夜間手	勤和	务管	理	職当	期	末勤	勉当	定通教	時 育手	制信当	産美	業教	育書	数員 手	特別	退	職	手 当
職員手		補	正後			144	4		479	9		324]	.28				29	2		8												2,	054											
当の記		補	正前	i					388	3		324			87		6	5	36	3														1,	658											
		比	較	•		144	4		9:	1		-			41		Δ 6	5	△ 7	1		8													396											
	備		考																																											

議案第120号

令和元年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第1号)

令和元年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

なお、平成31年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算における元号の表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替える。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,000,481 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

	ļ	款		項	補正前の額	補正額	計
60 約	喿	入	金		7, 077, 972	18, 476	7, 096, 448
				05 他会計繰入金	6, 583, 977	18, 476	6, 602, 453
歳	入	合	計		42, 982, 005	18, 476	43, 000, 481

歳 出

	青	款				項	į			補正前の額	袝	#正額	計	
05 糸	総	務	費							829, 474		18, 476	847, 95	0
				05 ;	総	務	管	理 費	ŧ	829, 474		18, 476	847, 95	0
歳	出	合	計		·	·				42, 982, 005		18, 476	43, 000, 48	1

特 別 会 計

介護保険事業費予算説明書

(補正1号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

				_		(単位、十円 <i>)</i>
款 項 目	補正前の額	補正額	計	区 分	金 額	説明
60 款 繰 入 金	7, 077, 972	18, 476	7, 096, 448	<u></u>	並(與	
05 項 他会計繰入金	6, 583, 977	18, 476	6, 602, 453			
05 目 他会計繰入金	6, 583, 977	18, 476	6, 602, 453	職員給与費 等繰入金	18, 476	○ (健康福祉局) 人件費補正に伴う一般会計繰入金の補正 18,476

歳 出

05 総務費

款項目	- 補正前の額	** ** ** ***	計	財源内訳		節		≅₩	
	棚止削の額 	補正額	計	知识内訳 	区分		金 額		明
05 款 総 務 費	829, 474	18, 476	847, 950	特定財源 0 一般財源 18,476					
05 項 総務管理費	829, 474	18, 476	847, 950	特定財源 0 一般財源 18,476					
05 目 一般管理費	534, 200	18, 476	552, 676	一般財源 18,476	1 報 酉	HI I	942	○ 職員給与費 一般職 39人○ 職員給与費 嘱託 48人	16, 774 886
					2 給 *	斗	5, 457	○ 委員報酬 20人	△300
								○ 臨時職員賃金等(健康福祉局)	1, 116
					3 職員手当等	等	9, 666		
					4 共 済 引	ŧ l	1, 482		
					7 賃 🤞	È	929		

2 給与費明細書

(1) 特別職

			Т				 給		 与							
	_					T	水口				1		, ,,			-1.4
	区	分		職員数	報酬	給	料	期末	手 当 	地域手当	その他	計	共 済 費	合 計	備	考
								支給額	年間支給率		の手当					
	長	4	,	人					月分							
補		₹	7													
	議		•													
正	HEX.		`													
後	そ	の作	<u>t.</u>	48	142, 084	£						142, 084	23, 016	165, 100		
	į	計		48	142, 084	1						142, 084	23, 016	165, 100		
補	長	4	\$													
正	議	j	1													
	そ	の飠	<u>t.</u>	48	140, 842	2						140, 842	23, 372	164, 214		
前	Ī	計		48	140, 842	2						140, 842	23, 372	164, 214		
比	長	4	\$													
	議	į														
	そ	の飠	<u>t.</u>	-	1, 242	2						1, 242	△ 356	886		
較	i	計		_	1, 242	2						1, 242	△ 356	886		

(2) 一般職

総 括

	区		,]	敞	員	娄	X				給			I,	与		3	費				-11-	済	궫.		合		計					備		#	ž.		
	<u> </u>		7	<i>ਸ</i>				(J.)	:	報	酬		給	彩	ŀ	職員	手	≗当		計			共	· OFF	貫		Ħ		ाम					1/111		<i>*</i>	₹		
	補	正	î	後					39						14	5, 169		1	10, 792		255	, 96	1			54, 9	68			310,	929									
	補	E	į	前					37						139	9, 712		1	.01, 171		240	, 88	3			53, 3	17			294,	200									
	比		ŧ	跤					2						!	5, 457			9, 621		15	, 07	8			1, 6	51			16,	729									
		区		分	扶	Ě	手当	当世	地域	手当	住居	手当	通勤	协手当	特殊	勤務	時間	外 (当	休 日	給	管理職員 特別勤務 手 当	宿手	日 i	直	夜間!	勤務	管手	理職当	期	末勤	動勉 当	定通教育	等制 信	産	業教 育	新教 新手	員特別	削り	艮 職	手当
職員手	- 1	補	正	後		4	l, 64	.8	1	5, 155	;	3, 671		2, 723		18	20, 10	69	1	30								1, 716	5	62,	562									
当の詞		補	正	前		E	5, 67	0	1	4, 710	:	2, 592		2, 489		38	11, 92	28										1, 716	3	62,	028									
		比		較	4	\ 1	, 02	2		445		1, 079		234		△ 20	8, 2	41	1	30								-			534									
	備		ž	考																																				

一 般 会 計 · 特 別 会 計

給 身 費 明 細 書 の 説 明

一般会計及び特別会計給与費明細書の説明

1 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増 減 事 由 別 内	訳	説明	備	考	
	千円	給与改定に伴う増減分	千円 21,997		給与改定の状況 給料月額改定率 給与改定実施時期	0. 19% 平成31. 4. 1	
給料	324, 851	職員数の変動等に伴う増減分	302, 854		職員数の異動状況 (補 正 後 補 正 前 増 減	在職職員数) (その他) (85人) (0人) 3,045人 0人 (70人) (9人) 2,977人 △65人 (15人) (△9人) 68人 65人	(計) (85人) 3,045人 (79人) 2,912人 (6人) 133人
職員手当	千円 301, 527	給与改定に伴う増減分	千円 64, 526		期末・勤勉手当 その他	62, 299千円 2, 227千円	
「「「「」「」	301, 321	職員数の変動等に伴う増減分	237, 001		期末・勤勉手当 その他	64, 180千円 172, 821千円	

⁽注) 備考欄中職員数の異動状況における() 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議案第121号

令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計の補正予算(第 1号)は、次に定めるところによる。

なお、平成31年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算における元号の表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替える。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算 (以下「予算」という。) 第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり 補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収 入

 第 1 款
 モーターボート競走事業収益
 39, 175, 200 千円
 8, 308 千円
 39, 183, 508 千円

 第 3 項
 特
 別
 利
 益
 1 千円
 8, 308 千円
 8, 309 千円

 支
 出

第 1 款 モーターボート競走事業費用 38,879,572 千円 Δ510 千円 38,879,062 千円 第 2 項 営業外費用 330,608 千円 Δ510 千円 330,098 千円 (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,703,442 千円は、過年度分損益勘定留保資金393,494 千円、長期性預金1,279,395 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,553 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,079,249 千円は、過年度分損益勘定留保資金393,393 千円、長期性預金1,279,395 千円、建設改良積立金375,908 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,553 千円で補てんするものとする。」に改め、同条資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収入

第 1 款 モーターボート競走事業資本的収入 1 千円 101 千円 102 千円

第 2 項 固 定 資 産 売 却 代 — 千円 101 千円 101 千円

支出

第 1 款 モーターボート競走事業資本的支出 1,703,443 千円 375,908 千円 2,079,351 千円

第 1 項 建 設 改 良 費 422,443 千円 375,908 千円 798,351 千円

(重要な資産の取得)

第4条 予算第7条の次に次の1条を加える。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名称	数量
+	414	水明町 220-1	8, 582. 36 m²
	地	外 5 筆	6, 362. 30 HI

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出収入入

(単位 千円)

						(十17 111)
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 モーター ボ ー ト 競走事業 収 益			39, 175, 200	8, 308	39, 183, 508	
	3 特別利益		1	8, 308	8, 309	
		1 そ の 他 特別利益	1	2, 025	2, 026	地役権設定対価補償に係 る収入による補正
		2 固 定 資 産 売 却 益	_	6, 283	6, 283	土地売却による補正

支 出

7	款		J	項			既決予定額	補正予算	定額	計	備	考
ボ	ーター ー ト 走事業 用						38, 879, 572	Δ	510	38, 879, 062		
	713	2	営費	業	外用		330, 608	Δ	510	330, 098		
						消費税及び 地方消費税	10, 608	Δ	510	10, 098	消費税及び ^は 税額の補正	也方消費税納

資本的収入及び支出 収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 モーター ボ ー ト			1	101	102	
競走事業資 本 的	1					
収入	2 固定資産 売 却 代		_	101	101	
		1 固定資産 売 却 代	_	101	101	土地売却による補正

支 出

款	-	項			目		既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 モーター ボ ー ト							1, 703, 443	375, 908	2, 079, 351		
競走事業 資 本 的 支 出											
	1 建 改		設費				422, 443	375, 908	798, 351		
				2 営 設	備	業費	367, 983	375, 908	743, 891	土地取得によ	る補正

条例

議案第122号

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及 び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設 の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 第1条 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の

設備及び運営の基準を定める条例(平成24年尼崎市条例第53号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例

第1条中「基づき、」を「基づき」に、「基準を」を「基準を、法第68条の5第1項の規定に基づき社会福祉住居施設(無料低額宿泊所(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)第1条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。)に限る。)の設備及び運営の基準を」に改める。

第2条第7項中「努めるものとする」を「努めなければならない」 に改める。

第3条第7項中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。 本則に次の1条を加える。

(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準)

第4条 法第68条の5第1項の条例で定める無料低額宿泊所の設備 及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、無料低額宿泊所の 設備及び運営に関する基準に定める基準(同令第3条第2項、第1 1条及び第32条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」と

- いう。) (設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。) のとおりとする。
- 2 第2条第2項から第7項まで及び前条第5項の規定は、無料低額 宿泊所について準用する。この場合において、第2条第2項中「入 所者」とあるのは「入居者」と、同条第7項中「省令第24条第3 項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用す る場合を含む。)」とあるのは「無料低額宿泊所の設備及び運営に 関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)第23条第2項」と 読み替えるものとする。
- 第2条 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の 基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、第11条及び第32条」を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(説 明)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第123号

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を 次のように制定する。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和27年尼崎市条例 第45号)の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立富松保育所の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市立富松保育所を社会福祉法人へ移管するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第124号

尼崎市農業共済条例を廃止する条例について

尼崎市農業共済条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市農業共済条例を廃止する条例

尼崎市農業共済条例 (昭和41年尼崎市条例第3号) は、廃止する。 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の尼崎市農業共済条例第41条に規定する特別会計に係る令和元年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説 明)

本市が実施している農業共済事業について、兵庫県農業共済組合へ承継するため、条例の廃止が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第125号

指定管理者の指定について

尼崎市立女性・勤労婦人センターの指定管理者を次のとおり指定する ため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称 尼崎市立女性・勤労婦人センター

2 施設の位置 尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号

3 指定管理者 尼崎市潮江3丁目4番18号

特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎

理事 川 本 ミ ハ ル

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説明)

尼崎市立女性・勤労婦人センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第126号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター上ノ島の指定管理者を次のとおり指定する ため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

尼崎市立地域総合センター上ノ島本館 尼崎市南塚口町8丁目7番 25号

尼崎市立地域総合センター上ノ島分館 尼崎市南塚口町8丁目22 番18号

2 指定管理者

尼崎市南塚口町8丁目7番11号 社会福祉法人いきいきのびのび 理事長 橋 本 貴 美 男

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説明)

尼崎市立地域総合センター上ノ島の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第127号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター神崎の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称 尼崎市立地域総合センター神崎

2 施設の位置 尼崎市神崎町14番22号

3 指定管理者 尼崎市神崎町14番22号

特定非営利活動法人スマイルひろば

理事 中 井 澄 江

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立地域総合センター神崎の指定管理者を指定するため、地方 自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第128号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター水堂の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

尼崎市立地域総合センター水堂本館 尼崎市水堂町2丁目35番1 号

尼崎市立地域総合センター水堂分館 尼崎市水堂町2丁目34番2 1号

2 指定管理者

尼崎市水堂町2丁目31番7-201号

一般社団法人水堂総合センター運営委員会

代表理事 田 村 孝

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説明)

尼崎市立地域総合センター水堂の指定管理者を指定するため、地方 自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第129号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター今北の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称 尼崎市立地域総合センター今北

2 施設の位置 尼崎市西立花町3丁目14番1号

3 指定管理者 尼崎市西立花町3丁目14番1号

特定非営利活動法人人権センター東今北

理事 豊 島 俊 彦

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立地域総合センター今北の指定管理者を指定するため、地方 自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第130号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称 尼崎市立地域総合センター南武庫之荘

2 施設の位置 尼崎市南武庫之荘11丁目6番15号

3 指定管理者 尼崎市東七松町1丁目23番1号尼崎市役所内

公益社団法人尼崎人権啓発協会

代表理事 谷 川 正 秀

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説明)

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘の指定管理者を指定するため、 地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第131号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター塚口の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称 尼崎市立地域総合センター塚口

2 施設の位置 尼崎市塚口本町2丁目28番11号

3 指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社ハウスビルシステム

代表取締役 坂 下 芳 史

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立地域総合センター塚口の指定管理者を指定するため、地方 自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第132号

工事請負契約の変更について

小田支所・地区会館複合施設新築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事請負契約

の変更のため

2 契約の内容 エ事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号

工事概要 新築工事

3 変更後の契約金額 617,447,083円

4 契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号

株式会社オカモト・コンストラクション・シ

ステム

代表取締役 岡 本 征 夫

(説明)

平成30年12月19日に議決された小田支所・地区会館複合施設新築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

I 工事概要

種	別	内 容
		小田支所・地区会館複合施設新築工事
		鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
		延べ面積 2, 405.33平方メートル
		外構工事
Z =1	築	植栽工事
建	榮	今回変更内容
		工事説明会の追加実施及び掘削時の地下水への対策の
		ための工期延長に伴う増額
		賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用
		(尼崎市工事請負契約書第26条関係)

Ⅱ 変更前契約

1 契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事請負のため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号

工事概要 新築工事

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 611,820,000円

5 契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号

株式会社オカモト・コンストラクション・シス テム

代表取締役 岡 本 征 夫

議案第133号

工事請負契約の変更について

小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電

気設備工事請負契約の変更のため

2 契約の内容 エ事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号

工事概要 電気設備工事

3 変更後の契約金額 170,367,400円

4 契約の相手方 尼崎市武庫之荘6丁目24番16号

不二電気工事株式会社

代表取締役 藤 田 文 基

(説 明)

平成30年12月19日に議決された小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

I 工事概要

種	別	内	容
		電気設備工事	
		屋内電気設備工事	一式
電	気	屋外電気設備工事	一式
甩	×	今回変更内容	
		主体工事である小田支所・地区会館複	合 施 設 新 築 工 事
		の工期延長の影響による本工事の工期延長	長に伴う増額

Ⅱ 変更前契約

1 契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気

設備工事請負のため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号

工事概要 電気設備工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 169,560,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市武庫之荘6丁目24番16号

不二電気工事株式会社

代表取締役 藤 田 文 基

議案第134号

工事請負契約の変更について

小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機

械設備工事請負契約の変更のため

2 契約の内容 エ事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号

工事概要 機械設備工事

3 変更後の契約金額 168,096,300円

4 契約の相手方 尼崎市南初島町10番地149

株式会社阪神設備工業所

代表取締役 岡 本 太 一

(説 明)

平成30年12月19日に議決された小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

I 工事概要

種	別	内	
		機械設備工事	
		衛生器具設備工事	一式
		給水設備工事	一式
		排水設備工事	一式
		給湯設備工事	一式
機	械	消火設備工事	一式
		空気調和設備工事	一式
		換気設備工事	一式
		今回変更内容	
		主体工事である小田支所・地区会館複合施設	新築工事
		の工期延長の影響による本工事の工期延長に伴う	5 増額

Ⅱ 変更前契約

契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事請負のため
 契約の内容 工事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号工事概要 機械設備工事
 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 167,400,000円

5 契約の相手方 尼崎市南初島町10番地149

株式会社阪神設備工業所

代表取締役 岡 本 太 一

議案第135号

指定管理者の指定について

尼崎市立園田東会館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を 求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称 尼崎市立園田東会館

2 施設の位置 尼崎市戸ノ内町3丁目27番1号

3 指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社ハウスビルシステム

代表取締役 坂 下 芳 史

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説明)

尼崎市立園田東会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第136号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利に ついて、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 権利の内容

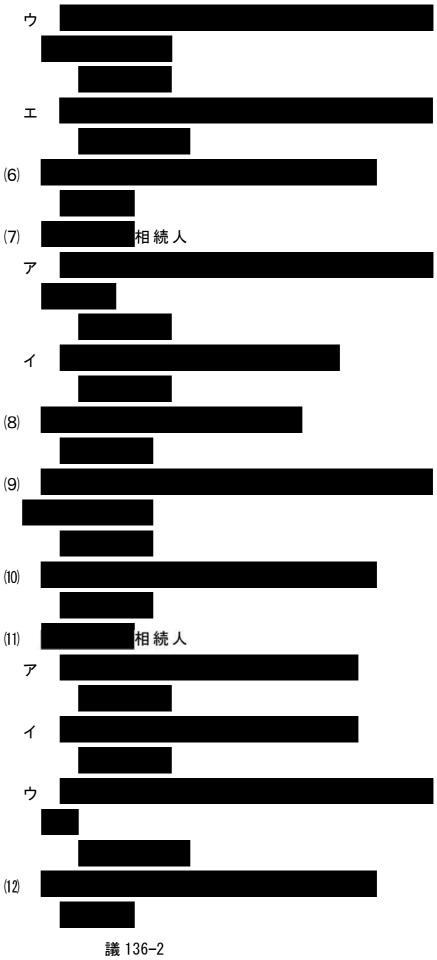
阪神・淡路大震災に係る災害援護資金(以下「災害 援護資金」という。)の貸付けを受けた者(当該 貸付けに係る償還期間の終期から10年を経過し てもその償還が完了していない者に限る。以下 「借受人」という。)の連帯保証人に対して有す る次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権

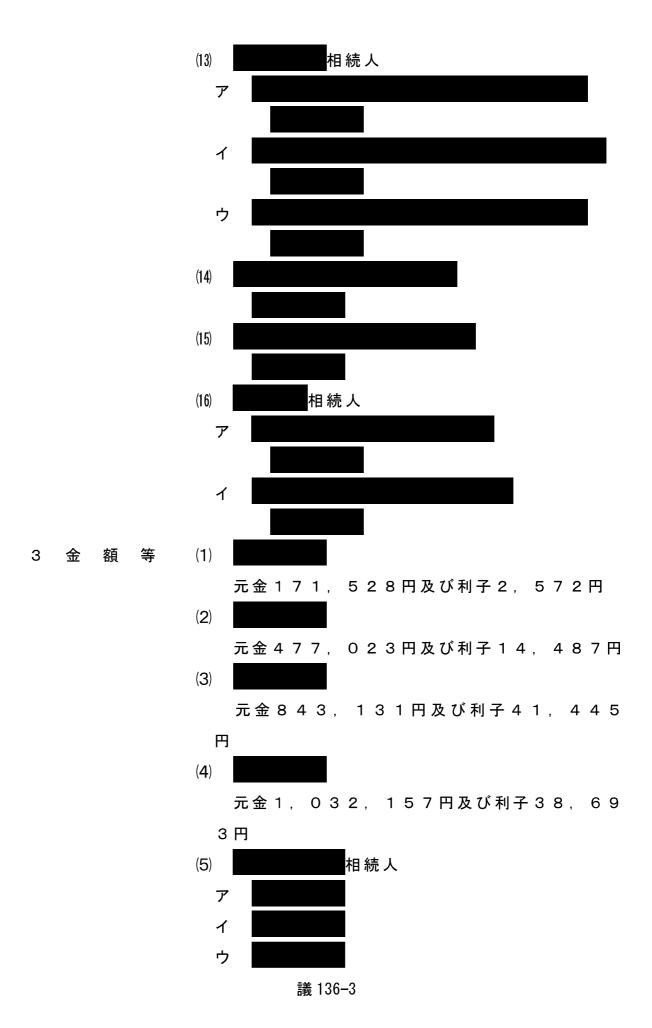
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金(以下「元 金」という。)
- (2) 元金に係る利子(以下「利子」という)

2	稆	于	万

				(Z)	ル並に尿る利丁(以下・利丁」という。)
2	相	手	方	(1)	
				(2)	
				(3)	
				(4)	
				(5)	
				ア	
				イ	

議 136





エ 元金380,439円及び利子8,241円 (6) 元金683,839円及び利子30,511円 **(7**) 相続人 ア 1 元金297, 266円及び利子6, 218円 (8)元金615,808円及び利子15,872円 (9)元金1, 413, 766円及び利子99, 61 4 円 (10) 元金1, 411, 218円及び利子69, 63 2 円 相続人 (11) ア 1 ゥ 元金1,513,458円及び利子113,9 22円 (12) 元金175,367円及び利子3,753円 相続人 (13)ア 1 ゥ

元金1, 412, 875円及び利子123, 7 85円 (14)

元金890、624円及び利子45、886円

(15)

元金663,091円及び利子24,007円

元金324、848円及び利子18、217円

相続人

ア

1

4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち、当該借受人が死亡し、破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたもの又は当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対する権利を放棄し、その後に災害弔慰をの支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき当該償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

(説 明)

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

議案第137号

訴えの提起について

建物収去土地明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起する ため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 建物収去土地明渡し等請求事件
- 2 裁判所神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被告

4 事件の概要

が終了したにもかかわらず、その所有する建物を収去せずに当該土地を不法に占有している被告 に対して、当該建物を収去した上で当該土地を明け渡すよう求めたが、被告はこれに応じないので、当該建物の収去及び当該土地の明渡し並びに明渡しに至るまでの当該土地の貸付料の額に相当する額の損害賠償金又は不当利得金の支払の判決を求めるもの

原告本市は、本市所有の土地に係る使用貸借契約

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する 事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第138号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路			糸	á			名	起点
哈			गः	水			10	終点
	渃	华	0	6	-		線	大庄西町4丁目46-16
נוי	坦	퐈	0	O	3	7	孙	大庄西町4丁目46一17

(説明)

開発事業の帰属に伴う路線

・認 定 路 線 : 市道第865号線

以上の路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本 案を提出する。

議案第139号

工事請負契約の変更について

港橋耐震補強(その2)工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 港橋耐震補強(その2) 工事請負契約の変更の

ため

2 契約の内容 エ事場所 尼崎市道意町 6・7 丁目の各一部

工事概要 橋脚耐震補強工事

3 変更後の契約金額 489,066,900円

4 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地

株式会社鍵田組

代表取締役 鍵 田 智 嗣

(説 明)

平成31年3月4日に議決された港橋耐震補強(その2)工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

I 工事概要

種	別	内 容
		橋脚耐震補強工事
		施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m
		耐震補強工(鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強)
土	木	落橋防止対策エ(緩衝チェーン設置、水平分担構造設
		置)等
		今回変更内容
		鋼矢板仮締切工の増工

Ⅱ 変更前契約

1 契約の目的 港橋耐震補強(その2) 工事請負のため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市道意町 6・7 丁目の各一部

工事概要 橋脚耐震補強工事

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 443,880,000円

5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地

株式会社鍵田組

代表取締役 鍵 田 智 嗣

議案第140号

指定管理者の指定について

尼崎市立立花駅第1自転車駐車場等の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 施設の名称及び位置
 - (1) 尼崎市立立花駅第1自転車駐車場 尼崎市西立花町1丁目
 - (2) 尼崎市立立花駅第2自転車駐車場 尼崎市立花町1丁目
 - (3) 尼崎市立立花駅第3自転車駐車場 尼崎市七松町1丁目
 - (4) 尼崎市立立花駅第4自転車駐車場 尼崎市立花町1丁目
 - (5) 尼崎市立立花駅第5自転車駐車場 尼崎市立花町1丁目
 - (6) 尼崎市立立花駅第6自転車駐車場 尼崎市七松町2丁目
 - (7) 尼崎市立立花駅第7自転車駐車場 尼崎市立花町4丁目
 - (8) 尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場 尼崎市七松町1丁目
 - (9) 尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場 尼崎市南武庫之荘1丁目
- 2 指定管理者 尼崎市東難波町5丁目19番5号

公益社団法人尼崎市シルバー人材センター

代表理事 岩 田 強

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立立花駅第1自転車駐車場等の指定管理者を指定するため、 地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第141号

指定管理者の指定について

尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場等の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 施設の名称及び位置
 - (1) 尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場 尼崎市長洲本通1丁目
 - (2) 尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場 尼崎市潮江1丁目
 - (3) 尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場 尼崎市南塚口町2丁目
- 2 指定管理者 (公財)自転車駐車場整備センター・(株)駐輪サービス共同事業体

代表者

東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 代表理事 石 井 喜 三 郎

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立 J R 尼崎駅南自転車駐車場等の指定管理者を指定するため、 地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

指定管理者の構成団体

指定管理	者 (公財) 自転車駐車場整備センター・(株)駐輪サ
	ービス共同事業体
	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
代表者	公益財団法人自転車駐車場整備センター
	代表理事 石井 喜三郎
	大阪市北区曽根崎新地2丁目5番3号
構成員	株式会社駐輪サービス
	代表取締役 白井 和夫

議案第142号

指定管理者の指定について

尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場の指定管理者を次のとおり指定する ため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場

2 施設の位置 尼崎市竹谷町2丁目

3 指定管理者 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキ

エムズ共同事業体

代表者

大阪市福島区海老江1丁目1番31号

株式会社阪神ステーションネット

代表取締役 鳥 居 祐 典

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説明)

尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

指定管理者の構成団体

指定管理者 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキ			
エムズ共同事業体			
	大阪市福島区海老江1丁目1番31号		
代表者	株式会社阪神ステーションネット		
	代表取締役 鳥居 祐典		
	京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1		
構成員	株式会社アーキェムズ		
	代表取締役 村田 雅明		

議案第143号

指定管理者の指定について

尼崎市立魚つり公園 (魚釣施設及び駐車場) の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称 尼崎市立魚つり公園 (魚釣施設及び駐車場)

2 施設の位置 尼崎市平左衛門町

3 指定管理者 ハウスビルシステム・尼漁開発グループ

代表者

大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社ハウスビルシステム

代表取締役 坂 下 芳 史

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立魚つり公園 (魚釣施設及び駐車場) の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

指定管理者の構成団体

指定管理者 ハウスビルシステム・尼漁開発グループ			
	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号		
代表者	株式会社ハウスビルシステム		
	代表取締役 坂下 芳史		
	尼崎市丸島町3-1		
構成員	株式会社尼漁開発		
	代表取締役 宮本 久男		